

新潟市「食の1.5次産業」経済循環モデル構築に向けた調査検討支援業務委託 仕様書

1. 背景・課題

本市は、豊富な地域資源を持ち食品産業と農業を強みとしているが、その強みをさらに活かし稼ぐ力を強化するために、農産物の規格外品をはじめとする未利用資源を活用した新たな経済循環の仕組みを検討している。

現状、本市においては、未利用資源の活用について下記のような課題が存在している。

- ・規格外品や余剰農産物の加工ニーズは高まっているが、対応できる加工業者が少なく、県外へ加工委託されているケースが多くある。
- ・原材料を県外や国外から仕入れるなど、地域内の豊富で魅力的な資源を効率的に活かせておらず、地域内での経済循環が構築されていない。

これらの課題には下記のような循環を阻害する要因が存在していると推測される。

- ・生産・集荷・加工・販売の間に構造的な分断
- ・生産側の資源情報と加工側の原材料ニーズの需給ギャップ
- ・加工施設の稼働率や供給安定性の課題

以上を踏まえ、本市では、食産業の経済循環の構築を目指し、第1次産業（生産者）と第2次産業（食品製造業）の中間に「1.5次産業」を位置付け、「食の1.5次産業」の確立（※）に向けた経済循環ビジョン（別紙）を掲げ、本業務を進めていくものである。

※「食の1.5次産業」の確立とは

第1次産業（農林水産業）と第2次産業（食品製造業）の中間に「1.5次産業」を位置付け、1次産品である農産物に前処理加工（洗浄、カット、ペーストなど）を加えることで付加価値を創出し、第2次産業での利用適正を高める産業分野の確立を目指すもの。

2. 本業務の目的

本業務では、上記で述べた課題を解決し、持続可能な経済循環モデルを構築するため、各段階の課題やニーズを把握し、本市として講ずべき効果的な支援策を導き出すことを目的とする。

また、将来的な事業実施を見据え、本業務終了後も本市と連携し、経済循環モデルへ主体的に関与する「共創パートナー」を発掘することも目的とする。

なお、本市が目指すのは単なる加工支援ではなく、「生産→集荷→前処理→加工→販売」が一体的に機能する持続可能な経済循環モデルの確立である。

① 経済循環構造の可視化

地域内における原料供給から販売までの構造を整理し、ボトルネックを明確にする。

② 実装可能な事業モデルの設計

採算性・継続性を検証し、拡張可能なモデルを設計する。

③ 将来の事業主体となる共創パートナーの発掘・形成

R9年度以降の実証・事業化に主体的に関与する民間事業者との連携体制を構築する。

3. 本業務の位置付け

本業務は、以下の3段階のうちの第1段階にあたり、単なる調査ではなく、第2段階への移行を前提とした業務である。

第1段階（R8年度）	基礎調査・現状分析、循環モデルやロードマップ作成、共創パートナーの発掘等
第2段階（R9年度想定）	第1段階の提案に対する実証・評価、第3段階に向けた事業計画の策定、コンソーシアム等の立ち上げ
第3段階（R10年度以降想定）	事業実装、自走化

4. 業務内容

（1）基礎調査及び現状分析

背景・目的を踏まえ、規格外農産物をはじめとする地域の未利用資源（※）及びその加工・製造・販売について、各種統計資料の整理や、生産者・出荷団体、食品加工・製造業者、飲食業者等に対して現状調査を行い、その結果を踏まえ、「食の1.5次産業」経済循環構築に向けた現状と課題の整理を行う。

- ① 調査・分析の設計にあたり、本市が掲げる経済循環ビジョンが目指す産業の確立を意識し、地域内需要に留まらず広く域外への販売や域外からの加工受託なども見据え、組み立てること。
- ② 調査対象の品目および事業者については、提案を受け本市と協議のうえ決定するものとするが、品目数の目安として3～5品目程度を想定すること。
- ③ 調査の実施方法については、アンケートやヒアリング以外でも、上記事業者等を交えた実際の循環モデルによる実証調査（実際の循環モデルを見据えたアプリ運用による調査や未利用品のサンプル収集から1次及び2次までの加工実証など）の提案も可とする。

※調査対象とする未利用資源について

- ・規格外品として市場に流通していないもの（自家消費・知人への贈答、廃棄など）
- ・安価な価格での取引となっているが加工することで付加価値が高まるもの
- ・上記以外にも産業として成り立つ、ある程度のスケールや生産量が見込まれるもの

（2）持続可能な経済循環モデル及び想定される支援策の提案

（1）の結果を基に、経済循環モデルの構造化及び実装設計を行う。

- ① 採算性や継続性を考慮した、持続可能な経済循環の実現可能性があるモデルを検討し、その実現に向けた課題の抽出を行うこと。
- ② 「生産→集荷→前処理→加工→販売」の各工程の役割及び課題を整理すること。
- ③ 未利用資源の活用にと留まらず、生産拡大も含めた産地振興につながるスケールの見込める産業としての可能性などを整理し、想定される解決策及び支援策を検討提案すること。
- ④ なお、検討の際には、持続可能なモデルとしてフードチェーン全体における環境負荷軽減の「エコシステム」や、人・社会・地域・環境に配慮した「エシカル消費」、食に関わる課題を解決する「フードテック」といった視点を意識して進めていくものとする。

(3) 共創パートナーの発掘

① 経済循環を担う共創パートナーの要件定義

「1.5次産業」の要となる「生産」「集荷」「前処理」「加工」の各機能を担うために必要な設備、技術、人材等の要件について、(2)で整理した各工程の役割及び課題を踏まえ、具体的に定義し、対象となり得る市内外の事業者等のリストアップを行うこと。

② 意向調査の実施

ア. リストアップした候補事業者に対して直接的な意向調査(ヒアリング、アンケート等)を実施し、本業務終了後も本市と連携を希望し、経済循環モデルへ主体的に関与する共創パートナーを発掘すること。

イ. (1)の基礎調査の段階から参画してもらうことで、共創パートナーで組織するコンソーシアムの立上げまでを見据えた取り組みとする提案であることがより望ましい。

ウ. 調査にあたっては、事業参画への意欲、想定される投資可能額及び参画における条件や課題を明確に把握すること。

(4) R9年度以降の段階的なロードマップの作成

上記(2)(3)を踏まえ、R9年度以降の本格的な事業実装に向けて、取り組むべき具体的事項について概ね3~5年程度のロードマップを作成すること。

① ロードマップは少なくとも下記の区分ごとに、目標、実施事項、必要資源(年度単位事業費や財源計画など)、及び各ステークホルダーの役割分担を時系列で明記すること。

- ・実証フェーズ(スモールスタートによる検証)
- ・本格実装フェーズ(事業体制の確立)
- ・拡大フェーズ(取扱品目や販路の拡張)

② 国の支援事業等(民間団体等の投資を呼び込む取り組み等も含む)の活用を見据え、活用可能性のある事業の概要を整理し、提案すること。

5. スケジュール

6月	調査設計
7月	現状調査と課題分析
8月	方向性とR9年度の具体的な取り組みの検討
9月中旬	中間報告 ※参考:9月下旬に中間報告を基にR9年度予算要求予定
10~12月	必要に応じた追加調査と課題分析の精査
1~2月	本市及び関係者を交えた支援策の検討
3月中旬	最終報告

6. 中間報告及び最終報告について

① 9月中旬に一度中間報告を行い、短期的なプランとして一定の方向性を示したうえで、R9年度以降の取り組むべき具体的事項を提案すること。

② 3月中に最終報告を行うこと。

③ 中間報告及び最終報告は、本市及び本市が選定する関係者に対して実施する。

7. 成果品

(1) 以下の内容について、報告書を作成し提出すること。

- ① 調査結果及び分析結果
- ② 経済循環モデル（課題含む）の図式化
- ③ 民間事業者を含む共創パートナーによる連携体制図
- ④ R9 年度以降のロードマップ及び具体的な事業計画

※各項目の詳細な記載内容は「4 業務内容」参照

※報告書の概要について A3 用紙 1 枚にまとめたものを添付すること

(2) 納品

- ・最終報告を踏まえ、令和 9 年 3 月 24 日（水）までに報告書を提出すること。その後修正等を指示する場合がある。
- ・報告書は紙で 5 部及び PDF ファイルで提出すること。
- ・その他必要に応じて

8. 求めるアウトカム（成果指標）

本業務が求めるアウトカム（成果指標）は、以下の状態を生み出すことである。

- ① 活用可能性のある未利用資源や生産可能性、販売先の見込みが整理されていること
- ② 経済循環の構造が図式化され、関係者に課題が共有されていること
- ③ 民間事業者を含む共創パートナーによる連携体制の想定が構築されていること
- ④ R9 年度以降の実証及び実装に向けたロードマップ及び具体的な事業計画が提示されていること

9. 留意事項

(1) 業務の実施

本業務の実施に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うこと。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定する。

業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 法令遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

(3) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することができる。

(4) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(5) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 著作権等に係るもの

本業務の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て本市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、本市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。